

令和7年度 経商産政委第2号 スタートアップと地域の共創促進プログラム運営業務 公募型プロポーザル実施要領

令和7年3月11日

静岡市 経済局 商工部 産業政策課

1 業務の目的

本市が抱える社会課題は、複雑化・多様化しており、行政だけでその解決を図ることは困難である。そのため、行政のみならず、新たな価値を生み出すスタートアップの知見や地域社会が有する力を活用し、社会課題解決に取り組むことが重要である。

本業務では、本市の抱える社会課題の解決に向けて、スタートアップと地域の共働により新しい社会システムを構築するため、「スタートアップと地域の共働による新社会システム共創コンテスト（知・地域共創コンテスト）」（以下、「コンテスト」という。）として提案募集・審査を行い、スタートアップ等のイノベーション企業と行政職員等によるチーム体制を立ち上げ、共創プロジェクトを推進する。また、共創プロジェクト（事業活動）の社会インパクト測定・マネジメントを支援し、これにより、社会課題解決のモデル構築や、その社会実装を実現し新たな価値創出を図るとともに、社会的インパクトを生み出すスタートアップの集積やローカル・ゼブラの創出を目指す。

2 業務の概要

（1）業務名

令和7年度 経商産政委第2号 スタートアップと地域の共創促進プログラム運営業務

（2）業務内容

別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）業務期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

（4）見積上限額

29,000,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）を見積金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

3 参加資格

公募型プロポーザル参加資格要件として、次の条件を全て満たしていること。なお、共同事業体で参加する場合は、全ての構成員が次の(1)から(5)の事項を満たすとともに、代表構成員が(6)の事項を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成31年4月1日施行）による入札参加停止の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。

- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に掲げる暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 静岡県内に本社、本店等を有していること。

4 共同事業体での企画提案

本公募において、複数の法人・団体により構成される共同事業体（以下、「共同事業体」という。）による企画提案を可能とします。なお、共同事業体で参加する場合は以下の点に注意してください。

- (1) 代表となる事業者を定め、代表構成員として扱うこと。
- (2) 他の事業者は、当該共同事業体のその他構成員として扱うこと。
- (3) 提案書に、共同事業体について次の項目を明記すること。
- ①成立時期・解散時期
 - ②構成員の所在地及び名称
 - ③共同事業体代表者の名称
 - ④構成員の出資・業務負担の割合、業務内容
- (4) 提案書に、各構成員の担当項目、業務の責任所在を明記すること。
- (5) 契約候補者に選定された場合、契約の前に、構成員で共同事業体協定書を締結したうえで、その写しを提出すること。
- (6) 同一業務において、単独で本公募に参加した事業者は、他の共同事業体の構成員になることはできない。
- (7) 同一業務において、複数の共同事業体で、同時に構成員になることはできない。
- (8) 共同事業体を構成するすべての団体が、「3 参加資格」の(1)から(5)までの条件を満たすこと。
- (9) 共同事業体の構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合にはこの限りではない。
- (10) 再委託先は構成員に含めない。

5 実施スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和7年 3月11日（火）	産業政策課ホームページ上で 公開します。
質問受付期間	3月11日（火）から 3月17日（月）正午まで	質問票【様式5】を提出
企画提案書の提出 (提出書類等一式)	4月7日（月）正午まで	専用フォームから提出
書類審査結果の通知 (実施した場合)	4月9日（火）午後5時まで	※詳細「9」記載のとおり

ヒアリング審査	4月16日（水）午後	※詳細は「10」記載のとおり
審査結果の通知	4月18日（金）中	ヒアリング審査の参加者に 電話及び書面にて通知します （書面は後日送付）

※ 最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行います。

6 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載の上、以下URLから提出することとし、電話及びファックスでの提出は受け付けません。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/938908>

（1）受付期間

令和7年3月11日（火）から **3月17日（月）正午まで**

（2）回答方法

回答を作成し、令和7年3月20日（木）午後5時以降にホームページに掲載します。

7 提出書類等

（1）提出書類 ※<共同事業体での提出時の注意事項>

- ①参加申込書【様式1】 <共同事業体名で提出>
 - ②会社概要書【様式2】 <すべての構成員分>
 - ③受託実績報告書【様式3】 <代表構成員は必須、その他は担当項目における実績がある場合>
 - ④暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】 <すべての構成員分>
 - ⑤履歴事項全部証明書 <すべての構成員分> ※コピー可
 - ⑥貸借対照表、損益計算書（直近3年分） <すべての構成員分>
 - ⑦納税証明書（直近3か月以内のもの） <すべての構成員分>
 - ・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
 - ⑧企画提案書 ※詳細は「8」記載のとおり <共同事業体として1部提出>
 - ⑨参考見積書（様式任意） <共同事業体として1部提出>
 - ・事業実施にかかる経費の詳細が分かる内容とすること。
 - ・業務概要の項目ごとに経費内訳を示し、可能な限り単価を記載すること。
- ※経費内訳及び単価の記載が十分でない場合、再提出を指示する可能性があります。
- ・見積上限額29,000,000円（税込）を超えないこと。

（2）提出期限

令和7年4月7日（月）正午まで

（3）提出方法

上記（1）の提出書類については、以下URLから提出してください。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/938924>

8 企画提案書について

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載してください。

なお、作成に当たっては、「審査基準（別紙）」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載してください。

(2) 書式等

- ① スライドサイズはA4（横）または16:9、データ形式は.pdfまたは.pptxとすること。
- ② 企画提案書は30頁程度とし、ヒアリング審査での説明時間（15分以内）で説明できるよう簡潔な内容とすること。
- ③ 企画提案書のデータサイズは、モニター投影に支障のない範囲で軽量化し、10MB以下とすること。
- ④ 企画提案書は、テキスト及び画像で構成すること。なお、ヒアリング審査において、企画提案書の内容を補完するために動画や操作デモを使用することを認めるが、資料提出段階においては、該当ページはテキスト及び画面キャプチャ等で示し、主旨が分かるようにすること。

(3) その他留意事項

- ① 参考見積書記載の金額の増額は不可能であることを了承の上、提案すること。
- ② 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。
- ③ 企画提案書の提出は、1者につき1提案とすること。
- ④ プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

9 書類選考（1次選考）

(1) 実施方法

- ① プロポーザル参加者が4者以上の場合は書類審査を実施し、書類審査を通過した提案についてのみ「ヒアリング審査」を実施する。
なお、プロポーザル参加者が3者以下の場合は書類審査を省略し、ヒアリング審査のみ実施する。
- ② 書類審査の実施結果等については、令和7年4月9日（水）午後5時までに通知する。

10 ヒアリング審査（2次選考）

(1) 実施日

令和7年4月16日（水）午後（詳細な時間は、別途通知する。）

(2) 開催場所

静岡市役所 清水庁舎 5階 53会議室（静岡市清水区旭町6番8号）

※ご案内しますので、清水庁舎5階 産業政策課へお声かけください。

(3) 実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の日安は次のとおり。
ア 準備：5分

イ 説明：15 分

ウ 質疑応答：10 分

- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する者が行うこと。
- ③ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」を用いて説明すること。また、企画提案書の内容を補完するために、動画や操作デモを利用することを認める。
- ④ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。
- ⑥ モニター（HDMI 端子）は事務局が用意する。プレゼンテーション参加者が接続可能な Wi-Fi はないため、インターネット接続が必要な場合は、参加者自身で用意すること。
- ⑦ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

（4） 評価者

本市が設置するスタートアップと地域の共創促進プログラム運営業務プロポーザル審査会における審査員が評価者となります。

（5） 企画提案の評価

- ① 企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙1）に基づき項目ごとに数値化して採点し、得点が最も高い者を本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。
- ② 同点により該当者が複数存在した場合は、最も多くの審査員から第1位（合計点が最も高い者）に評価された者を候補者とします。
- ③ 第1位の評価を受けた者が同数であった場合、該当者の中から委員の多数決により候補者を選定します。

（6） 要求水準を満たさない場合

以下の場合は、候補者の特定をしません。

- ① 審査員の1名でも50点を下回る評価をした場合
- ② 審査員の評価点の合計が満点の7割を下回った場合（最低基準点）

11 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- （1）提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- （2）ヒアリング審査の集合時刻に集合しなかった場合
- （3）審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- （4）その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

12 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができます。

(1) 受付時間

午前9時00分から午後5時15分まで（休日及び正午から午後1時00分を除く。）

(2) 説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して3日以内に、説明を求めた者に対して書面等で行います。なお、書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けません。

13 その他

(1) 提出書類等は返却しない。

(2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合を除く。

(4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。

(5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。

(6) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

14 問合せ

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

静岡市 経済局 商工部 産業政策課 創業・イノベーション推進係

Tel 054-354-2313

E-mail sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

スタートアップと地域の共創促進プログラム運営業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
基本事項	①事業コンセプト・実現性	・本市が目指す共創の意図を理解し、仕様書記載の目的が達成可能な提案となっているか。 ・提案内容やスケジュールに具体性・実現性があるか。	5点	×1	5点
	②類似事業実績	・類似業務の実績などから、業務を円滑に行うことが見込めるか。 ・スタートアップと行政の共働事業推進のノウハウを有しているか。	5点	×1	5点
業務内容等	③課題テーマ設定・企業募集	・社会課題の真因特定と、適切なテーマ設定を行うための具体的な手法が示されているか。 ・募集テーマに合致した共創事業の提案を多く集めるための工夫があるか。 ・社会課題解決に取り組むスタートアップを呼び込むための工夫があるか。	5点	×4	20点
	④伴走支援業務（プログラムの有効性）	・共創プロジェクトが円滑に推進されるために十分な支援内容となっているか。 ・官民共創を促し、社会課題解決の仕組みづくりを実現するための工夫があるか。	5点	×3	15点
	⑤伴走支援業務（自走化の支援）	・伴走期間終了後にも、社会実装に向けて取り組みが自走するための仕掛けがあるか。 ・事業化に向けた課題整理や、効果検証について具体的な手法が示されているか。	5点	×3	15点
	⑥伴走支援業務（社会インパクト評価）	・専門知識を有する適切な支援体制が構築されているか	5点	×2	10点
	⑦社会課題の発掘	・スタートアップとの共創に適した募集テーマの設定に向け、課題発見の手法に工夫があり効果的な内容になっているか。 ・市役所内で官民共創に対する関心を高める工夫があるか。	5点	×2	10点
	⑧情報発信・ネットワーク	・本業務の取組内容や成果を広く情報発信できる提案となっているか。 ・関係者の巻き込みや、地域内外の関心や共創の機運を高める工夫を行っているか。	5点	×2	10点
	⑨実施体制	・業務を適切かつ着実に実施できる企画運営能力・実績を持つ人員が、適切な数配置されているか。 ・地域内外の企業・関係者・スタートアップ向けプログラム等との連携により効果的な事業実施が行えるか。	5点	×2	10点
合計					100点